（和歌山県外の国公立高等学校等用）

令和８年度　奨学のための給付金 通常申請について

（和歌山県高校生等奨学給付金　募集要項）

和歌山県教育委員会では、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の要件に該当する世帯に、返還の必要のない『奨学のための給付金』を支給します。

この給付金を受け取るには、基準日（令和８年７月１日）現在の世帯の状況に基づいた申請の手続きが必要になります。

※早期給付を申請された場合も申請（７～３月分）が必要です。

今年度から制度改正があり、対象世帯の要件が緩和されています。また、それに伴い昨年度から一部提出書類が変更になっています。

対象となる世帯

●令和８年７月１日現在、次の（A）～（C）すべてに該当している世帯

（A）保護者等が和歌山県内に住所を有していること。

※保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が和歌山県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し『奨学のための給付金』を申請しない場合に限り、申請できます。

（B）保護者等の令和８年度（令和７年中）の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額（以下、所得割額）が 182,500 円未満、または生活保護（生業扶助が措置されている世帯）を受給していること（以下、生活保護受給世帯）。

（C）生徒本人が①～⑦のいずれかである。

①日本国籍　②特別永住者　③永住者　④日本人の配偶者等　⑤永住者の配偶者等
⑥定住者　⑦家族滞在　※⑥⑦については条件付きとなります。詳細はHP でご確認ください。

注意：（C）にのみ該当しない場合、状況によっては認定できる可能性がありますので、生涯学習課までお問い合わせください。

※以下に該当している場合は、支給対象外となります。

- 令和８年７月１日現在、在学している学校を休学している。
- 生徒が児童養護施設等に入所または里親に養育を委託されており、見学旅行費または特別育成費の対象となっている（母子生活支援施設の高校生等を除く）。
- 保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、課税証明書等が発行できない。

募 集 締 切

●令和８年９月１８日（金）

申 請 方 法

●提出書類

・必要な書類（〇印がついたもの）を添えて申請してください。
・対象生徒が２人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

申請世帯 ＼ 添付書類	令和８年７月１日時点で生活保護を受給している世帯の場合	生活保護を受給しておらず、以前にマイナンバーを提出している場合。 ※提出したかどうか不明な方はお手数ですが再度提出をお願いします。	生活保護を受給しておらず、以前にマイナンバーを提出していない場合。
①受給申請書	〇	〇	〇
②振込先の通帳のコピー ・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳の部分やカードのコピーが必要 ※ネットバンク等の口座情報画面等でも可	〇 （※）	〇 （※）	〇 （※）
③生活保護受給証明書（原本） ・発行日が令和８年７月１日以降のもので受給している扶助の種類がすべて記載されているもの ・申請者及び生徒が記載されているもの	〇		
④保護者全員のマイナンバー関係書類または課税証明書 ・マイナンバー関係書類を提出する場合は、同封の貼付等台紙（別記第４号様式）を併せて提出してください。（住民票は貼付不可）			〇 課税証明書の場合は 令和８年度（令和７年分）
⑤在学証明書 ・別記第２号様式により学校に証明をしてもらってください。（HP にあります）	〇	〇	〇
⑥生徒本人の住民票（コピー不可） ※国籍が「日本」以外の生徒の場合は、在留資格・在留期間等が記載されたもの	〇	〇	〇

（※）申請書表面の「以前の奨学給付金申請で記載した口座から変更しません。同じ口座への振り込みを希望します。」にチェックした場合は通帳の写しは添付不要となります。

〇添付書類について

＊「課税証明書」の代わりに使用できる書類は、以下のとおりです。

・毎年５～６月に勤務先から配付される納税義務者用の特別徴収税額の決定・変更通知書（コピーしたもの）
・自営業などの場合は、毎年６月に発行される納税通知書（コピーしたもの）

＊日本国籍以外の場合「生徒本人の住民票」の代わりに使用できる書類は、以下のとおりです。

・特別永住者証明書の写し　　・在留カードの写し

※世帯状況によっては、上記の他に追加で書類を求めることがあります。

〇過去にＤＶ・虐待等の被害を受けた方またはＤＶ・虐待等の被害を受けるおそれのある方は、不開示申出書も併せて提出してください。（マイナンバー関係書類を提出する場合のみ）

●申請書類の提出先

〒６４０－８５８５　　和歌山市小松原通一丁目１番地
和歌山県教育庁　生涯学習局　生涯学習課　奨学班（※郵送又は直接提出してください。）

・郵送でマイナンバー関係書類を提出する際は、送達記録の分かる形式で提出をお願いします。

支　給　額（通常申請）

世帯区分	全日制・定時制	通信制
生活保護受給世帯	32,300 円	32,300 円
所得割額０円世帯	143,700 円	50,500 円
所得割額 100 円以上 105,500 円未満	47,900 円	16,830 円
所得割額 105,500 円以上 182,500 円未満	35,930 円	12,630 円

〇世帯区分については、令和８年７月１日現在の状況で判断します。

偽りその他不正の手段により給付金を受給したときまたは明らかに給付金を教育費以外の目的に使用したと認められるときは、受給した給付金を直ちに返還していただきます。

給付金受け取りまでの流れ

① 申請書等提出
② 書類審査後、支給または不支給決定の通知文書を教育委員会より申請者あて送付
③ 支給決定の場合は申請者（保護者等）の口座へ入金

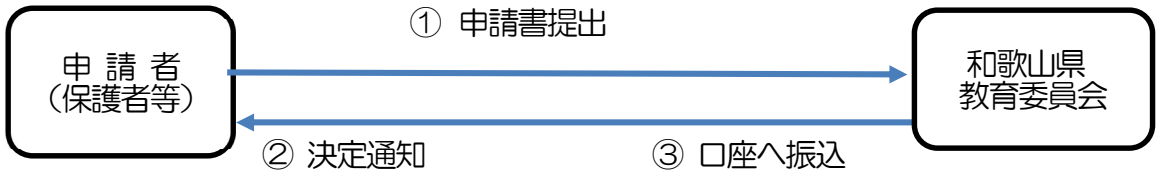

口座への入金時期については、１月末頃を予定しています。

（お願い）振込日に関するお問い合わせをいただきますが、日付の回答は困難ですのでご容赦願います。

問い合わせ先　〒640-8585　和歌山市小松原通一丁目１番地
和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班
TEL：073-441-3663

Q＆A

Q１ 住民税の所得割額はどうすれば確認できますか。

Ａ１ 確認できるものは以下のとおりです。

・マイナポータル　・課税証明書　・（会社員等）特別徴収税額の決定変更通知書

・（自営業等）納税通知書　等でご確認できます。

確認方法の参考をホームページにも掲載しています。

Q２ 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか。

Ａ２ 課税証明書による所得確認ができないため、対象外となります。

Q３ 申請者が外国籍の場合は対象になりますか。

Ａ３ 日本国内に住所を有していれば対象になります。（生徒本人の国籍の確認があります）

詳しくは「対象となる世帯」条件の（C）をご確認ください。

Q４ 生徒本人の住民票は何に利用しますか。

Ａ４ 「対象となる世帯」条件の（C）についての確認に必要となります。

Q５ 祖父母も一緒に暮らしていますが、祖父母に収入がある場合はどうなりますか。

Ａ５ 「親権者」がいる場合は「親権者」の収入で判断しますので、その場合には祖父母の収入は含みません。

Q６ 給付金支給後に退学した場合は、返還を求められますか。

Ａ６ 申請後に退学した場合は返還を求めません。（支給は基準日で判断します。）

Q７ 申請書提出後に申請内容（氏名・住所・口座情報等）が変わった場合はどうしたらよいですか。

Ａ７ 学校に連絡して「申請事項変更届」を提出してください。